

# 金融資産の譲渡の会計処理：

## 留保リスクと便益の認識・認識中止の問題を中心に

みやた けいいち  
宮田慶一

### 要 旨

近年、流動化証券市場がその裾野を広げつつある中で、金融資産の譲渡にかかる会計処理のあり方が注目を集めている。特に、証券化スキームにおいては、単純な資産譲渡ではなく、資産の譲渡人が譲渡資産に対して引き続き何らかのリスクまたは便益、もしくはその双方を留保するケースが通常であるが、こうしたリスクや便益が適切に会計上認識されなければ、適切な資源配分が阻害されかねず、資産の流動化活動自体にも悪影響を及ぼす恐れもある。

そこで、本稿では、資産の認識・認識中止と呼ばれる現行の会計基準等における資産譲渡に関する会計処理の考え方を整理したうえで、資産の譲渡人が譲渡資産に対してリスクや便益を何らかの形で留保するような資産譲渡において、いかなる会計処理を行うべきかということについて、具体的な提案を含む問題提起をしている。具体的には、(1)金融商品をその構成要素に分けて、それぞれの構成要素につき、リスクと便益が譲受人に移転しているか否かという観点から、認識・認識の中止を判断するというアプローチを可能な限り採るべきであること、(2)倒産隔離は認識中止の要件とすべきではないことを提案している。こうした考え方を適用することにより、譲渡資産の価格の中に埋没していた留保リスクや便益を、より正確にバランス・シート上で資産あるいは負債として認識することが可能になるとと思われる。

キーワード：金融資産の譲渡、認識・認識中止、財務構成要素、リスクと便益、倒産隔離、財務構成要素アプローチ、リスク経済価値アプローチ

本稿は、2003年12月9日に日本銀行金融研究所が開催したワークショップ「会計上の負債と資本：キャッシュ・アウトフローにかかるリスクの認識・評価」の報告論文として作成したものである。公表に当たり、若干の加筆・修正を行った。なお、本稿で示されている意見およびあり得べき誤りは、すべて筆者個人に属し、日本銀行あるいは金融研究所の公式見解を示すものではない。

宮田慶一 日本銀行金融研究所研究第2課調査役（現パリ事務所長）  
（E-mail: miyata@netntt.fr）

## 1 . はじめに

近年、流動化証券市場がその裾野を広げつつある中で、金融資産（以下、単に「資産」という）の譲渡にかかる会計処理のあり方が注目を集めている。特に、証券化スキームにおいては、単純な資産譲渡ではなく、資産の譲渡人が譲渡資産に対して引き続き何らかのリスクまたは便益、もしくはその双方を留保するケースが通常であるが、こうしたリスクや便益を適切に会計上認識することが極めて重要になってきている。というのも、譲渡人が留保するリスクや便益を会計上過大に評価することになれば、譲渡人において資産が過大計上（譲受人において過小計上）され、逆に過小評価するようなことがあれば、譲渡人において資産が過小計上（譲受人において過大計上）されることになるが、こうしたバイアスのかかった情報が市場に提供されれば、適切な資源配分が阻害されかねないからである。また、譲渡人が留保するリスクや便益が会計上適切に認識されなければ、資産の流動化活動自体に悪影響を及ぼす恐れもあろう。

そこで、本稿では、上記の問題意識に基づき、資産の認識・認識中止<sup>1</sup>と呼ばれる現行の会計基準等における資産譲渡に関する会計処理の考え方を整理したうえで、譲渡資産にかかる留保リスクや便益の認識のあり方について具体的な提案も含む問題提起をしていくこととする。以下、2節では、現行主要会計基準（米国、英国、IASB、日本）、3節では、近年の会計基準改訂提案、それぞれにおける譲渡資産にかかる留保リスクや便益の認識のあり方について概観する。4節では、2節、3節の議論を整理し、5節では、今後の改革の方向性について具体的な提案も含む問題提起をする。6節では、論文の提案をまとめるとともに、今後の課題について言及する。

## 2 . 主要会計基準における認識・認識中止の基本的な考え方

現在、主要国の会計基準で採用されている資産の認識・認識中止に関する基本的な考え方としては、大きく分けて、英国で採用されている「リスク経済価値アプローチ（risks and rewards approach）」と米国、国際会計基準およびわが国等において採用されている「財務構成要素アプローチ（financial component approach）」の2つがある。以下、こうした2つのアプローチの基本的な考え方、および譲渡資産にかかる留保リスクや便益の認識のあり方について概観していく<sup>2</sup>。

1 日本の会計基準では、「認識」「消滅の認識」と呼ばれているが、ここでは国際的に用いられている“recognize”“derecognize”の邦訳として以前から用いられてきた「認識」「認識中止」という呼び方を用いることとする。

2 近年の改訂提案も含めた、海外における譲渡資産にかかる会計基準の詳細については、例えば、日本資産流動化研究所 [2003] を参照。

## (1) 「リスク経済価値アプローチ」

英国における資産の認識中止の一般原則を定める財務報告基準（FRS：Financial Reporting Standards）5号「取引の実質の報告」では、「すべての重要なリスクと経済価値」（all significant benefits and risks）が移転することを資産の認識中止の基本要件として定めている（par. 22）<sup>3</sup>。これは、FRS5号では、資産に内包するリスクと経済価値は1つの単位（unit）として不可分なものと考えているためである。かかる基本要件については、後述するようにいくつかの例外規定が設けられているが、基本的には、1つの資産について、すべて認識中止（譲渡処理）か、すべて認識の継続（譲受人に対する借入金を負債として認識）か、というオール・オア・ナッシングの会計処理が求められることになる。こうした英国のアプローチは、「リスク経済価値アプローチ」<sup>4</sup>と呼ばれている。

こうした「リスク経済価値アプローチ」のもとでは、譲渡資産に対して譲渡人が留保リスクを有する場合、「すべての重要なリスクと経済価値」が移転されたか否かという観点から、取引の実質（substance）が吟味され、認識・認識中止の問題が検討されることになる。例えば、証券化の場合には、具体的に以下の3点が認識中止の要件として示されている（par. D8）。

取引が独立した第三者間の公正な売買価額（arm's length price for an outright sale）で行われること

取引が確定した対価（fixed amount of consideration）で行われ、かつ譲渡人が損失について明示または黙示のリコース義務を負わないこと

譲渡人は、証券化資産が期待以上の成果を生んだ場合、あるいは期待以下の成果しか生まなかった場合でも、利益を得たり損失を負ったりしないこと

したがって、譲渡人が譲渡資産の劣後部分等の保有を通じて譲渡資産にかかる重要なリスクと経済価値を実質的に有する場合（par. 23）や、買戻条件付譲渡において譲渡人が譲渡資産の価格変動リスクを引き続き負っているとみなされる場合（par. 49）などは、資産の認識中止が認められないことになる。さらに、譲渡資産に対して譲渡と反対方向の取引にかかるオプション契約等が付されており、当該オプションが行使される蓋然性が高い場合（par. 50）には、やはり認識の中止は認められないことになる<sup>5</sup>。そして、資産の認識中止が認められない場合には、譲渡資産にかかる受取対価を借入金として負債計上することが求められる。

3 FRS5号は、後述する他の会計基準とは異なり、金融資産のみならず、すべての資産を対象にしている。

4 「リスク経済価値アプローチ」の定義は論者によって若干異なる場合もあるようであるが、本稿では、FRS5号と「リスク経済価値アプローチ」を同義のものとして議論していく。

5 例えば、譲渡人が譲渡資産に対しコール・オプションを保有している場合で、当該オプションがディーブ・イン・ザ・マネーの状態にあり行使可能性が高いと考えられる時には、すべての重要なリスクと経済価値が移転していないとみなされ、認識の中止は認められないと考えられる。

しかしながら、「リスク経済価値アプローチ」では、すべての重要なリスクと経済価値が移転することを譲渡資産の認識中止の基本要件として定めつつも、資産の譲渡人が譲渡後も有し続けるリスクと便益に関する情報を、何らかの方法で提供できるような工夫がなされている<sup>6</sup>。

まず、例外的な会計処理（special cases）としてではあるが、すべての重要なリスクと経済価値が移転していない場合でも、譲渡資産全体についてみて、リスクと経済価値に重要な変化が認められる場合には、当該資産の部分的な認識中止が認められるとしている（par. 23）。具体的に、こうした部分的な認識中止が認められるケースとして、以下の3つが挙げられている。

当該資産の一部分だけが譲渡される場合<sup>7</sup>

当該資産の残存期間のうち、一部の期間だけ譲渡される場合<sup>8</sup>

当該資産の残存期間のすべての譲渡であるが、譲渡人が譲渡資産に対し、ある程度重要な（some significant）リスク・経済価値を有する場合<sup>9</sup>

さらに、重要なリスクと経済価値の移転がなく、認識中止が認められない資産に対しても、譲渡人の有する損失リスク・エクスポージャーが限定されていることが確かであり、かつ、一定の要件を満たす取引に対しては、「結合表示（linked presentation）」という表示方法が認められている（pars. 26、27）。この結合表示では、貸借対照表において譲渡対象資産の総額を表示するとともに、当該資産の譲渡の対価として譲受人から受け取った金額のうち返済不要額を当該資産からの控除形式で表示することになる<sup>10</sup>。

6 米国においても財務会計基準書（SFAS：Statement of Financial Accounting Standards）125号が適用される前には、FASB実務公報（TB：Technical Bulletin）85 - 2「CMOの会計」（1985年公表）において、法的に担保付借入の形式を採る取引の譲渡担保の認識・認識中止の問題について、「リスク経済価値アプローチ」と同様のアプローチが採られていた。しかしながら、同公報では、以下で説明するような部分的な認識中止や結合表示は認められていなかった。

7 例えば、貸出債権の譲渡で、当該貸出債権にかかるすべての将来キャッシュ・フローおよび損益が譲渡人と譲受人の間で固定比率により分配される場合や、利付債権をストリップし金利部分（interest only）だけが譲渡される場合（par. 71(a)）。

8 例えば、買戻条件付資産譲渡で、譲渡人が相当程度にディスカウントされた価格で買い戻すことが取り決められているなど、買戻しがなされるまでの期間において、重要なリスクと経済価値は譲受人に移転しているとみなされる場合（par. 71(b)）。

9 例えば、子会社に対する持ち分の譲渡で、重要なリスクと経済価値は譲受人に移っているが、譲受人が当該子会社の業績に連動するような劣後債（重要なリスクと経済価値の変化があることを前提にしているので、業績のわずかな部分しか譲渡人に支払われず、かつその期間も短期に限定されているような債券）を保有する場合（par. 71(c)）。

10 例えば、譲渡人が譲渡資産100に対して残余持ち分を有しているが、受け取った金額のうち90は返済不要であるという場合には、90は100からの控除項目として示されることになる（pars. 79、80）。

## (2) 「財務構成要素アプローチ」

### イ．米国基準

米国財務会計基準書（SFAS）140号「金融資産の譲渡およびサービス業務、負債の消滅に関する会計」では、譲渡資産（全体あるいはその一部）に対する「支配」が移転した（surrender）場合に、当該構成要素の認識を中止するという考え方を採っている。こうした米国のアプローチは「財務構成要素アプローチ」と呼ばれている<sup>11, 12</sup>。

このように「財務構成要素アプローチ」では、譲渡資産に対する「支配」が移転したか否かという観点から認識・認識中止の問題を判断するが、「支配」が移転されたか否かを判定する基本的な単位としては、譲渡資産全体に加え、譲渡資産の一部の場合も認めている。すなわち、「財務構成要素アプローチ」では、譲渡対象資産自体を譲渡部分と非譲渡部分に分割して行う部分的な譲渡についても、譲渡部分の「支配」が移転している限りにおいて、当該譲渡部分の認識中止を認めている。

また、「財務構成要素アプローチ」では、「支配」の移転の要件として、以下の3要件がすべて満たされることを求めている（par. 9）。

譲渡資産が譲渡人から隔離され、破産または他の管財人の管理下でも、譲渡人およびその債権者が力を及ぼす範囲外にあると推定されること

各譲受人（譲受人が適格な特別目的事業体 QSPE：qualifying special purpose entity である場合には、その受益証券の各保有者）が、譲受資産（または受益証券）を担保差入れまたは交換する権利を有しており、かつ、譲受人（または保有者）がそのような権利を行使することを制約したり、譲渡人にわずかと考えられる以上の便益を提供する条件が付されていないこと

譲渡資産をその満期前に買い戻すまたは回収する権利および義務を譲渡人に対し与える契約、またはクリーンアップ・コール<sup>13</sup>以外の方法で一方向的に特定の資産をその保有者から返還させる能力のいずれかを通じて、譲渡資産の実質的支配を譲渡人が維持していないこと

したがって、譲渡資産に対して買戻条件やオプション等の付帯条件が付されており、譲渡人が譲渡資産にかかる留保リスクや便益を有する場合についても、上記～の要件が検討されることになる。「支配」の移転が認められない例としては、譲

11 「財務構成要素アプローチ」の定義は論者によって若干異なる場合があり、また、後述のように、基本的にSFAS140号と同様なアプローチを採用している日本やIASBでも、SFAS140号と詳細な点で異なる部分もあるが、本稿では、基本的にSFAS140号と「財務構成要素アプローチ」を同義のものとし、それ以外の基準については、必要に応じて言及するにとどめる。

12 なお、米国では、SFAS140号以前に公表されたSFAS125号により初めて「財務構成要素アプローチ」が導入された。SFAS125号の導入に至る過程については、福澤 [1996] を参照。

13 クリーンアップ・コールとは、譲渡資産（あるいは受益証券）の残高が低下し、これらの資産に対してサービス業務を提供することのコストが便益を上回る場合に、サービサー等が譲渡資産（あるいは受益証券）を買い上げる権利（コール・オプション）である。

渡人が譲渡資産にかかる劣後受益持分を直接有するなどの理由から譲渡取引が法律上の真正売買に該当しない場合（要件 に抵触）、市場売却が容易でない譲渡資産に対して、譲受人が契約時点においてディープ・イン・ザ・マネーの（行使される可能性の極めて高い）プット・オプションを有している場合（要件 譲渡人にわずかと考えられる以上の便益を提供 に抵触）、買戻条件付資産譲渡の場合（要件 に抵触）などがある。そして、「支配」の移転が認められない資産については、基本的には、譲渡資産にかかる受取対価を借入金として負債計上することが求められている。

他方、譲渡資産にかかる劣後受益持分を有する場合でも、真正売買となるような手当てがなされている場合<sup>14</sup>には、 の要件が満たされ、「支配」の移転が認められる。この場合、譲渡人は、譲渡資産のうち、劣後受益持分の公正価値に該当する部分以外の部分の認識を中止することになる<sup>15</sup>。また、譲渡資産に対し、譲渡人がコール・オプションを、あるいは譲受人がプット・オプションを有していても、実質的に や の要件が満たされている場合には、「支配」の移転が認められることになる。

そして、金融商品が構成要素に分解できるということを前提に、「支配」の移転が認められた資産に付された付帯条件は、各構成要素ごとに新たに資産あるいは負債として、公正価値で認識することが求められている（par. 11）。

以上みてきた「財務構成要素アプローチ」の特徴を、「リスク経済価値アプローチ」との対比でみると、前者においては、(i)認識中止の要件として「支配」の移転を求めていること、とりわけ「支配」の移転が認められるための要件の1つとして、「倒産隔離」（要件 ）を求めていること、(ii)金融商品を1つの単位として不可分のものではなく、その構成要素に分解可能であることを前提にしており、資産の部分的な認識中止を認めているほか、(iii)「支配」の移転が認められた資産については、当該資産に付された付帯条件を各構成要素ごとに新たに資産あるいは負債として公正価値で認識することが求められていることが指摘できる。

14 例えば、真正売買の要件をクリアするために、米国では、2段階に分けて証券化を行うストラクチャーが一般的に用いられているようである（荻 [2003]）。こうした証券化では、まず、いったん、真正売買の要件を満たす形で特別目的事業体（SPE：special purpose entity）に資産を譲渡し、SPEがさらに信託に資産を譲渡することになる。この場合、SPEから信託への譲渡について真正売買が認められないようなケースでも、SPEに倒産隔離のための措置（負債の引受け禁止等）がなされていれば、証券化取引全体として考えた場合、米国破産法上、譲渡資産は譲渡人およびその債権者から分離されていると判断されることが多いようである（SFAS140号 par. 83）。

15 この場合、譲渡人は、譲渡時における留保部分と譲渡部分のおのおのの公正価値の比率で当該資産の簿価を按分したうえで、留保部分の簿価の認識を継続することになる（par. 10）。このように簿価を按分するという考え方が採られているのは、譲渡資産の部分的な認識中止においては、あくまでも当初から認識されていた資産に対する「支配」が、当初のものの一部とはいえ継続しており、資産全体の譲渡後に新たに留保部分が資産として取得されたのではないという考え方が採られているためと考えられる。

## ロ．日本基準

日本基準（「金融商品に係る会計基準」）は、金融商品を構成する財務構成要素に対する「支配」が移転した場合に、当該構成要素の認識を中止するという考え方を採っている（「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」 二、2（2））。そして、「支配」の移転の要件として、米国基準とほぼ同様の次の要件が示されている（「金融商品に係る会計基準」第二、二1）。

譲渡された金融資産に対する譲受人の契約上の権利が譲渡人及びその債権者から法的に保全されていること

譲受人（譲受人が一定の要件を満たす特別目的会社の場合には、その発行する証券の保有者）が譲渡された金融資産の契約上の権利を直接又は間接に通常の方法で享受できること

譲渡人が譲渡した金融資産を当該金融資産の満期日前に買戻す権利及び義務を実質的に有していないこと

もっとも、倒産隔離の要件（要件 ）については、米国と若干差異がある。すなわち、「金融商品会計に関する実務指針」では、第三者対抗要件の具備は求めているものの、債権譲渡特例法による資産の譲渡については、債務者対抗要件の具備までは求めていない（31、246項）。また、要件 における譲受人が特別目的会社の場合について、一定の要件を満たす必要があるものの、米国のQSPEほどの条件は求められていない。さらに、経過措置ではあるが、一定の要件を満たすローン・パーティシパーションについても、認識中止が認められている。これらの点は、米国より緩い扱いとなっているといえよう。

しかしながら、(i)認識中止の要件として「支配」の移転を求めていること、(ii)譲渡対象資産の部分的な認識中止を認めていること、および(iii)「支配」の移転が認められる場合に、当該資産に付された付帯条件を各構成要素ごとに資産あるいは負債として公正価値で認識することが求められている点等は米国と同様である。

## ハ．国際会計基準

国際会計基準（IAS：International Accounting Standards）39号「金融商品：認識および測定」も、基本的には「財務構成要素アプローチ」と同様の考え方に立っている<sup>16</sup>。すなわち、IAS39号は、認識中止の基本的要件について、「金融資産（または金融資産の一部）を構成する契約上の権利の支配を喪失（lose）したとき、かつ、そのときのみ、金融資産（または金融資産の一部）の認識を中止しなければなら

16 IAS39号は、ワークショップ報告の後に改訂され（2003年12月17日公表）、「リスク経済価値アプローチ」を基本的な考え方とすることとされた。もっとも、改訂後のIAS39号では、「リスク経済価値アプローチ」の考えに基づき、金融資産にかかるリスクと経済価値のほとんど全てが譲渡人から譲受人に移転しているか、あるいは引き続き譲渡人が保持しているかを判断するが、このいずれにも当たらない場合には、譲受人が譲受資産を自由に売却できるか否か（いわゆる自由処分権の有無）により、譲渡人における当該資産のオフバランス化を認めるか否かの判断を行うとされている。したがって、改訂後も、「財務構成要素アプローチ」における「支配」の移転の要件の1つが引き続きオフバランス化を判断するうえでの重要な要件となっている。

い」(par. 35)としている。また、IAS39号は、「企業が金融資産の支配を喪失したかどうかの判定は、その企業と譲受人双方の立場に依存する」(par. 37)としたうえで、「譲受人が譲渡された資産の便益を獲得する能力を有する場合にのみ、譲渡人は、通常、譲渡された金融資産の支配を喪失している」(par. 41)とし、以下をこれに該当する事例として挙げている。

譲受人が譲渡資産の公正価値のほぼすべてを自由に売却または担保に供することができる場合

譲受人が事業目的の限定されている特別目的会社で、特別目的会社またはその会社の受益証券の保有者が譲渡資産の便益のほとんどすべてを享受できる場合

もっとも、IAS39号では、米国基準とは異なり、譲渡人等からの倒産隔離が支配の移転の要件として求められていない。

また、IAS39号では、譲渡人の支配が移転していない場合の具体例も列挙しているが、その中に、「譲渡された資産が市場で容易に取得できず、かつ譲渡人が譲受人とトータル・リターン・スワップ<sup>17</sup>を通じて所有によるリスクおよびリターンのほとんどすべてを保持し、または譲受人が保有する譲渡された資産にかかる無条件のプット・オプションを通じて所有によるリスクのほとんどすべてを継続して負う場合」(par. 38c)という「リスク経済価値アプローチ」的な考え方も示されている。

しかし、(i)認識中止の要件として「支配」の移転を求めていること、(ii)譲渡対象資産の部分的な認識中止を認めていること、および(iii)「支配」の移転が認められる場合に、当該資産に付された付帯条件を各構成要素ごとに資産あるいは負債として公正価値で認識することが求められている点等は米国と同様である。

### 3. 現行の主要会計基準に対する改訂提案

近年、新たな金融商品会計基準の提示、あるいは現行会計基準の改訂の一環として、以下でみるように、これまでとは異なる金融商品の認識・認識中止のアプローチが提案されている。これらの提案に対しては反対意見も少なくなく、現時点で、現行の会計処理に取って代わる可能性は極めて低い。また、新たな金融商品会計基準の提案の枠組みで示された認識・認識中止のアプローチは、そもそも現行とは全く異なる会計モデル(全面公正価値モデル)に依拠しているものであり、現行の会計モデル(公正価値モデルと取得原価モデルの混合モデル)を前提としたものとの単純な比較はできない。しかしながら、これら提案は、いずれも現行会計基準にお

17 (基準書自体の注ではなく、筆者注) クレジット・デリバティブの一種で、一定の報酬(例えば、Libor + スプレッド)と交換に対象資産にかかるキャッシュ・フローがすべてデリバティブの買い手(この場合は譲渡人)に移転するような契約。

ける資産譲渡の会計処理の問題点を踏まえつつ検討されたものであり、参考になる点も少なくないことから、以下、そのポイントについてみていく。

### (1)「構成要素アプローチ」

2000年12月に、日本を含む主要9カ国およびIASB（現IASB）からの参加者により構成されるJWG（Joint Working Group of Standard-setters）により、ドラフト基準「金融商品及び類似項目」が公表された。同ドラフト基準は、金融商品について全面的な公正価値会計、すなわち原則としてすべての金融商品をB/S上公正価値で評価するとともに、その公正価値の変動をすべて当期のP/Lに反映させる会計処理の採用が提案されている。そして、その中で、認識・認識中止については「構成要素アプローチ（component approach）」という考え方が示されている<sup>18</sup>。

「構成要素アプローチ」では、金融商品を構成要素、すなわち契約上の権利の束で構成されているものと捉えて、個々の構成要素について、契約上の権利を有するものを資産計上、契約上の義務を有するものを負債計上することを基本原則としている（par. 31）。もっとも、資産の譲渡については、基本原則の例外として、以下のような認識・認識中止の判断基準を別途定めており、～の要件に該当しないものについてのみ、基本原則の適用が求められている。

譲渡人が譲渡資産に対し、継続的関与を有さない場合には、譲渡人は当該資産全体の認識を中止する（par. 51）

に該当しない場合で、譲受人が、(a)譲受資産のすべてを第三者へ譲渡する実際上の能力を有し、かつ、(b)その実際上の能力を一方的に、かつ、譲渡に関して追加的な制約を課す必要なしに行使できる場合には、譲渡人は譲渡資産全体の認識を中止する（par. 55）

、に該当しない場合で、譲渡人が、受取対価の全額の返済を行うか、または行う可能性のある義務を有する場合は、資産の認識を継続し、代金を返却する負債を認識する（par. 64）

、に該当しない場合で、(a)譲渡人が受取対価の一部の返済を行うか、または行う可能性のある義務を有するか、および/または、(b)譲渡人が、譲渡された構成要素のうち譲受人がで示した実際上の能力を持たないものに対して、コール・オプションを有している場合には、資産の一部の認識を継続し、代金の一部を返却する負債を認識し、当該資産の残りの認識の中止を行う（par. 67）

18 同ドラフト基準では、認識および認識中止の問題を解決するために、「リスク経済価値アプローチ」と「財務構成要素アプローチ」の調整を図ることによって両者に共通的なアプローチを開発することを試みたが、最終的にこうした試みは困難であると判断したとされている。そして、そのうえで、新しいアプローチとして、「一括アプローチ（認識の中止となる可能性がある事象に着目し、過去に認識された資産のすべての認識の中止をすべきかどうかを問うもの）」と「構成要素アプローチ」の2つのアプローチを検討したが、最終的に「構成要素アプローチ」を採用したとしている。

上記すべてに該当しない場合には、譲渡人がもはや所有しない構成要素の認識の中止を行い、まだ所有している構成要素を認識する

このように、資産譲渡に対する考え方においては、譲受人が譲受資産に対して権利の制約を受けているかという点（要件 ）および譲渡人の受取対価の返済義務を有しているかという点（要件 ）を重視する部分は「財務構成要素アプローチ」と類似しており、実際、「構成要素アプローチ」では、「財務構成要素アプローチ」同様の会計処理が求められることが多い。例えば、譲渡人が譲渡資産の劣後受益持分を有する場合には、 に該当するので、譲渡対象資産の部分的な認識の中止が認められることになる。また、 に示される要件を満たさない譲渡資産に対し、譲渡人がコール・オプションを有している場合は、当該資産の認識中止は求められない。

また、 ~ に該当しない場合には、金融商品を構成要素に分けて譲渡人がそれぞれの構成要素にかかる契約上の権利を所有しているか否かという、「構成要素アプローチ」の基本原則に立ち返って認識・認識中止を判断することが求められるが、この場合も、結果的に「財務構成要素アプローチ」と同様の会計処理が求められることになる。すなわち、 ~ に該当しないものは、「財務構成要素アプローチ」でも「支配」の移転が認められるものであり、この場合は、「構成要素アプローチ」でも、「財務構成要素アプローチ」同様、当該資産に付された付帯条件を各構成要素ごとに資産あるいは負債として公正価値で認識することが求められることになる。

もっとも、「構成要素アプローチ」と「財務構成要素アプローチ」の間には、いくつかの小さな差異も存在する。まず、「構成要素アプローチ」では、 の要件を満たせば、 の要件を満たす必要がない。このため、買戻条件付譲渡について、対象資産について活発な市場が存在し、譲受人が譲受資産に対して実質的な権利の制約を受けていない場合には、譲渡人が、受取対価の全額の返済を行うか、または行う可能性のある義務を有しているか否かにかかわらず、認識の中止（売却処理）が認められることになる。

また、「構成要素アプローチ」では、倒産隔離の要件は、譲受人が譲渡人以外の者と譲受人としてでない実質的な事業を行っていない場合にのみ求められている。

## （２）「継続的関与アプローチ」

IASBは資産の認識・認識中止の判断基準として、現行基準であるIAS39号の矛盾した概念を取り除き、曖昧さがなく内部的にさらに首尾一貫した適用可能なアプローチを確立する必要があると判断し、「継続的関与アプローチ（continuing involvement approach）」という新たなアプローチをIAS39号改訂草案の一部として、2002年6月に公開した。

「継続的関与アプローチ」では、金融商品が構成要素に分解可能であることを前提に、譲渡人がどの程度まで譲渡資産に継続的に関与しているかを判断し、譲渡人が譲渡資産（またはその一部）について継続的関与を有していない部分についてはその範囲で認識の中止を行うことを基本的な考え方としている（par. 35）。

このように、「継続的関与アプローチ」では、譲渡資産に対する譲渡人の継続的関与があるか否かという観点から認識・認識中止の問題を判断するが、継続的関与の有無を判定する基本的な単位としては、譲渡資産全体に加え、譲渡資産の一部の場合も認めている。したがって、部分的な譲渡についても、譲渡部分に対して譲渡人の継続関与が認められない限りにおいて、認識中止を認めている。

具体的に、「継続的関与アプローチ」では、資産譲渡に関し、次の要件をすべて満たす場合に、譲渡資産に対する譲渡人の継続的関与がないものとしている（par. 37）。

譲渡人が、(a)キャッシュ・フローに対する契約上の権利を放棄している、または(b)一定要件を満たすパス・スルー契約を締結していること。

譲渡において、(a)譲渡人が当該契約上の権利を再取得することになる契約上の条項（例えば、買戻契約、譲渡人の保有するコール・オプション、譲渡人により提供されたプット・オプション）、または(b)譲渡した契約上の権利の価値が変動した場合に、譲渡人がかかる価値の変動に伴う支払義務もしくは受取権利を有するような契約上の条項（信用保証、トータル・リターン・スワップ、現金決済型 cash-settled のプットおよびコール・オプション）が付されていないこと。

したがって、「継続的関与アプローチ」では、譲渡資産に対し、買戻条件やオプション等の付帯条件が付されている場合には、その条件にかかわらず当該資産の認識の中止は一切認められないことになる（条件 に抵触）。

同改訂草案によれば、継続的関与という単純な判断基準を定めることにより、「財務構成要素アプローチ」のように、債権者、譲渡人、譲受人の3者の譲渡資産に対する関与を確認する必要がなくなるほか、「リスク経済価値アプローチ」のように、何をもち「すべての重要なリスクと経済価値」が移転されたとみなすのかという判断も回避できることを、その重要な狙いとしていた<sup>19</sup>。しかしながら、「継続的関与アプローチ」においては、こうした単純化の代償として、例えば、譲渡人が譲渡資産に対してコール・オプションを有している場合は、そのオプションの性格によらず、譲渡資産の中止が一切認められないなど、取引の経済的実質を適切に表現していないのではないかという批判が寄せられた。このため、2003年5月のIASB会議において、「継続的関与アプローチ」は取りやめることが決定され、現在のIAS39号同様、「リスク経済価値アプローチ」と「財務構成要素アプローチ」の混在を前提としつつ、両者の関係を明確化する方向で今後検討していくことで暫定的に合意が得られている<sup>20</sup>。

19 こうした議論の詳細については、改訂草案の「結論の背景」(C27～C47)を参照のこと。

20 山田 [2003a, b]。なお、ワークショップ報告後のIAS39号の改訂(2003年12月17日公表)については、脚注16を参照のこと。

## 4．現行基準等の考え方の整理

以上、現行の会計基準、あるいは近年なされたいくつかの提案について、その基本的な考え方、および資産譲渡に対して譲渡人がリスクや便益を留保する場合の会計処理についてみた。本節では、その後の検討の前提として、各アプローチ間でどのような異同点があるのかという点について整理する。

### (1) 金融商品の捉え方

「財務構成要素アプローチ」、「構成要素アプローチ」、「継続的関与アプローチ」のいずれもが、金融商品は構成要素に分解可能であることを議論の基本的な前提としている。例えば、SFAS140号は、「財務構成要素アプローチ」が採用された理由として、同アプローチが「金融市場の参加者が金融資産の構成要素を合成したり、分割したりして取引している実態と整合的で」(par. 141a)、「金融資産および負債の基礎となる契約上の規定がもたらす経済的帰結を反映する」(par. 141b)点を挙げている。

これに対して、「リスク経済価値アプローチ」だけは、金融商品が内包するリスクと経済価値は1つの単位として不可分であり、1つの資産については、すべて認識中止か(譲渡処理)、すべて認識の継続か(担保付借入)のいずれかであることを基本的な立場としている。しかしながら、「リスク経済価値アプローチ」は、こうした基本的なスタンスこそ崩していないものの、むしろ実態面では、かなり柔軟に対応しているとの評価が可能であろう。すなわち、前述のとおり、例外的な会計処理としてではあるが、すべての重要なリスクと経済価値が移転していない場合でも、譲渡資産のリスクと経済価値に重要な変化があるときには、譲渡資産の部分的な認識中止を認めている。さらに、認識中止が認められない資産に対しても、譲渡人の有する損失リスクエクスポージャーが限定されていることが確かであり、かつ、一定の要件を満たす取引に対しては、貸借対照表において譲渡対象資産の総額を表示するとともに、当該資産の譲渡の対価として譲受人から受け取った金額のうち返済不要額を当該資産からの控除形式で表示することを認めている。

このように、「リスク経済価値アプローチ」では、資産の譲渡人が譲渡後も有し続けるリスクと便益に関する情報が、何らかの方法で提供できるような工夫がなされている。実際、米国でSFAS125号以前に、法的に担保付借入の形式を採る取引の譲渡担保の認識・認識中止にかかる会計処理を規定していたFASB実務公報(TB)85-2「CMOの会計」では、「リスク経済価値アプローチ」的な考え方が採られていたが、こうした例外的な会計処理は認められていなかった。

また、「継続的関与アプローチ」では、買戻条件やオプション等の付帯条件が付されている場合、その条件にかかわらず当該資産の認識の中止は一切認められないことになるため、金融商品は構成要素に分解可能であることを前提としていても、すべて認識中止か(譲渡処理)、すべて認識の継続か(担保付借入)のいずれかの

結論になりやすい。

こうした点を踏まえれば、金融商品の捉え方に関する各アプローチの考え方の基本的なスタンスの違いは相対的なものでしかないと考えられる。

## (2) 認識中止の要件

何を認識中止の要件とするのかという点については、大きく3つの異なる考え方が示されている。

第1の考え方は、「財務構成要素アプローチ」、「構成要素アプローチ」にみられるように、譲渡資産にかかる「支配」が移転したか否かという点に着目するものである。そして、「支配」の移転の要件については、後述のとおり、倒産隔離を求めるか否かという点において違いはあるものの、いずれにおいても、譲渡人、譲受人の双方の観点から、当該資産が実質的に所有されているとみなせるか否かが判断されることになる。なお、「財務構成要素アプローチ」では、譲受人が譲受資産に対して権利の制約を受けていないことと、譲渡人が受取対価の返済義務を有さないことの双方が認識中止の要件として求められているが、「構成要素アプローチ」では、前者だけを満たしていれば、認識中止が認められることになる。

第2の考え方は、「リスク経済価値アプローチ」である。「リスク経済価値アプローチ」では、すべての重要なリスクと経済価値が移転したか否かが認識中止の基本的な要件として求められている。

第3の考え方は、「継続的関与アプローチ」である。「継続的関与アプローチ」では、譲渡人が譲渡資産に対して、継続的な関与があるか否か、という観点から認識・認識の中止が判断される。

譲渡資産に対してリスクや便益を留保するような取引に適用した場合に、譲渡資産の認識の中止が認められるか否かという点を各アプローチごとにまとめると、表1のとおりとなる。

表1 各アプローチにおける譲渡資産の認識中止の可否

	部分譲渡 <sup>21</sup>	買戻条件付	譲渡人コール	譲受人プット
リスク経済価値				
財務構成要素		×		
構成要素				
継続的関与		×	×	×

( : 可、 : 一部可、× : 不可)

21 譲渡資産自体を譲渡部分と非譲渡部分に分割して行う部分的な譲渡は、譲渡資産に対して買戻条件やオプション等の付帯条件が付される場合とは、性質の異なる面がある(詳細後述)。部分的な譲渡については、譲渡人が保有し続ける非譲渡部分の優先劣後構造にかかわらず、部分的な譲渡を認めているか否かという観点から評価をしている。「リスク経済価値アプローチ」では、部分的な譲渡自体は否定していないが、譲渡人が保有し続ける非譲渡部分の劣後比率が高い場合には部分的な譲渡は認められないので「」に分類している。

### (3) 倒産隔離の要件

倒産隔離を認識中止の要件とするか否かという問題は、倒産隔離がなされていない場合に、譲渡資産にかかるリスクと便益が譲受人に移転しているとみなすか否かという問題であり、この意味で資産譲渡にかかる留保リスクや便益をどのように会計上捉えるかということに関連している。この点については、「財務構成要素アプローチ」が倒産隔離を「支配」の移転の要件としており、「構成要素アプローチ」では、譲受人が譲渡人以外の者と譲受人としてでない実質的な事業を行っていない場合にのみ倒産隔離を譲渡資産の認識中止の要件としている。なお、「財務構成要素アプローチ」と同様な認識・認識中止の考え方を採用しているわが国の会計基準とIAS39号をみると、「支配」の移転の要件として、前者は一定の要件のもとでは債務者対抗要件の具備までは求めておらず、後者は倒産隔離自体を求めていないなど、一定の差異が存在する。

他方、「リスク経済価値アプローチ」、「継続的関与アプローチ」は、倒産隔離を認識中止の要件とはしていない。

## 5. 資産譲渡にかかる留保リスクの認識のあり方：今後の改革の方向性

以下では、上記で採り上げた、金融商品の捉え方、認識中止の考え方、倒産隔離の3点につき、譲渡人が譲渡資産に対してリスクや便益を留保するような場合、経済実態の反映という観点から、いかなる会計処理が望ましいのかという点を検討する。

### (1) 金融商品の捉え方

金融商品は構成要素に分解可能であることを議論の基本的な前提としている点については、ほとんどのアプローチで肯定的な見解が示されている。また、唯一、異なる立場を採っている「リスク経済価値アプローチ」でも、資産の譲渡人が譲渡後も有し続けるリスクと便益に関する情報が、何らかの方法で提供されるように工夫されており、立場の違いは実態的には相対的なものでしかない。このように、金融商品を構成要素に分けて認識中止の問題を考えるとという方向性は、金融商品が構成要素に分解されて取引されているという市場の実態を踏まえれば、適切であるといえよう<sup>22</sup>。

22 前述のとおり、FASB実務公報(TB)85-2「CMOの会計」では、例外なく、金融商品が内包するリスクと経済価値は1つの単位として不可分であり、1つの資産については、すべて認識中止か(売却処理)すべて認識の継続か(担保付借入)のいずれかであるとの会計処理を求めていた。この点に関して、FASB[2000b]は、証券化において同じく劣後部分を保有している場合でも、単に劣後部分のみを取得した場合は、劣後部分のみを単一の資産として認識することになるのに対して、いったんプールされたすべての金融資産を取得し、優先部分を売却した残りとして劣後部分を保有している場合は、すべての重要なリスクと経済価値が移転しているとはいえないとして、優先部分および劣後部分の両方を資産として認識することになるなど、整合性に欠く結果をもたらしかねないと指摘している。

もっとも、金融商品は構成要素に分解可能であるという基本的な考え方が、会計処理のレベルにおいて首尾一貫した形で適用されているか否かという点については、必ずしも明らかではないように思われる。確かに、譲渡資産自体を譲渡部分と非譲渡部分に分割して行う部分的な譲渡については、既存のいずれのアプローチも、金融商品を構成要素に分割することを認めている。しかしながら、譲渡資産に対して付帯条件が付されている場合については、必ずしも、金融商品は構成要素に分解可能であるという考え方が貫徹されていないように思われる。例えば、「財務構成要素アプローチ」では、買戻条件付きの資産譲渡について、資産の譲渡と先渡しという2つの構成要素に分けて、それぞれについて認識・認識中止の問題を考えると、このアプローチは採られていない。むしろ、こうした2つの構成要素を一体としてみた場合に、「支配」の移転が認められず、したがって資産の認識中止は認められないという立場を採っている<sup>23</sup>。また、「継続的関与アプローチ」では、譲渡人がコール・オプションを有している譲渡資産について、譲渡資産とコール・オプションに分けて認識・認識中止の問題を考えるのではなく、譲渡人がコール・オプションを有していることに着眼し、これが譲渡資産に対する継続的関与に該当するとして、譲渡資産の認識の中止を認めていない。「構成要素アプローチ」でも、金融商品を構成するそれぞれの契約上の権利・義務について、認識・認識中止を考えることを金融商品の認識・認識中止の基本原則としては求めながらも、資産譲渡はこの例外とし「財務構成要素アプローチ」と類似した考え方が採られている。

このようにみると、いずれのアプローチにおいても、金融商品は構成要素に分解可能であるという基本的な考え方が採られているにもかかわらず、譲渡資産に対して付帯条件が付されている場合については、こうした基本的な考え方が貫かれていないように思われる。こうした付帯条件付資産譲渡については、むしろ「支配」や「継続的関与」といった判断基準に基づき、認識・認識中止の決定をし、認識の中止が認められる場合についてのみ、当該資産に付された付帯条件を各構成要素ごとに資産あるいは負債として公正価値で認識することが求められているに過ぎない。

しかしながら、金融商品が構成要素に分解されて取引されているという経済実態を踏まえれば、付帯条件付資産譲渡取引についても、その構成要素に分けて、それぞれの構成要素につき、リスクと便益が譲受人に移転しているか否かという観点から、認識・認識の中止を判断することも検討に値するように思われる。「財務構成要素アプローチ」等では、金融商品が複数の構成要素から構成されることを理由に、金融商品を不可分な1つのユニットとして捉える「リスク経済価値アプローチ」の基本的な考え方を否定している一方で、金融商品を構成するそれぞれの要素ごとに

23 もっとも、基準の作成段階においては、資産に買戻条件が付されていることと、資産を引き続き保有していることは異なるため、純粋に財務構成要素を考えた場合には、本来、資産の譲渡と譲渡資産に対する買戻契約として会計処理すれば足りるかもしれないことが議論されていた（詳細後述）。

ついて認識・認識中止の判断をしないのは首尾一貫していないとの印象も受ける<sup>24</sup>。

この点に関する明確な説明は、いずれの基準においてもなされていないが、1つには、金融商品を厳密にその構成要素に分けることが困難な場合が少なくないという、実務上の要請があるかもしれない。あるいは、実務的に可能であっても、コスト・ベネフィットの観点から容認されないということがあるかもしれない。例えば、SFAS140号の適用に当たり、担保の譲受人が担保受入資産を再譲渡することができる場合に、こうした権利を譲受人が認識すべきか否かという点が米国で議論された。結局、こうした権利が存在することは理論的には正しいものの、こうした権利にかかる情報を提供することから得られる便益に対し、その測定にかかるコストが高いことから、これを認識しないとの結論に至っている<sup>25</sup>。第2には、バランス・シート上の資産・負債が構成要素に分解したうえで認識されていないこととの平仄の問題もあろう。例えば、通常、報告企業が発行した社債は、リスク・フリーの負債と売建プット・オプション(リスク・プレミアム)に分解可能と考えられるが、現在、このような形で認識されていない。

しかしながら、こうした実務上の問題はいずれも重要であるにしても、少なくとも、明確に複数の構成要素に分けられるものについては、これを分離して、認識・認識中止の問題を考える方が自然ではないだろうか。

また、金融商品をその構成要素に分けて、それぞれの構成要素につき、リスクと便益が譲受人に移転しているか否かという観点から認識・認識中止を判断する場合には、「財務構成要素アプローチ」のように、譲渡人、譲受人の双方の譲渡資産に対する関与を確認する必要もなくなるというメリットもあると考えられる。

## (2) 認識中止の考え方

上記で検討したように、金融商品をその構成要素に分けて、それぞれの構成要素につき、リスクと便益が譲受人に移転しているか否かという観点から、認識・認識中止を判断するというアプローチを採った場合、具体的に、既存のアプローチとどのような違いがでるのかを以下検討していきたい。

まず、譲渡人が譲渡資産の一部を保持し続ける時の会計処理については、譲渡対象資産の部分的な認識中止を認めるということで、「リスク経済価値アプローチ」以外の既存のアプローチにおいて合意が得られている。また、「リスク経済価値アプローチ」においても、譲渡人が保有し続ける非譲渡部分の劣後比率が高いなどの理由から部分的な認識中止が認められない場合もあるが、譲渡資産のリスクと経済価値に重要な変化が認められる場合には、部分的な譲渡を認めている。この点、構

24 それぞれの基準が示す判断基準に基づき認識・認識中止の判断するうえで、個々の構成要素を勘案しているということかもしれないが、金融商品を不可分な1つのユニットとして捉えるという「リスク経済価値アプローチ」の基本的な考えに立ったとしても、すべての重要なリスクと経済価値が譲受人に移転しているか否かを判断するうえでは個々の構成要素を勘案しているはずである。

25 FASB[ 2000a ]

成要素ごとにリスクと経済価値の観点から認識・認識中止の問題を判断するという立場からみても、譲渡対象資産の部分的な認識中止を認めることに異論はない。例えば、譲渡人が譲渡資産にかかるリスクと便益の20%を保持し続けるのであれば、当該資産の簿価の80%を売却処理することになる。また、譲渡人が譲渡資産の劣後部分を保持し続けるのであれば、劣後部分の公正価値<sup>26</sup>と譲渡部分の公正価値で当該資産の簿価を按分し、劣後部分の認識を継続するとともに、譲渡部分を売却処理することになる<sup>27</sup>。

次に、買戻条件付きの譲渡資産の会計処理については、「構成要素アプローチ」を除き、既存のすべてのアプローチにおいて、担保付借入（金融取引）として処理することが求められている。しかしながら、金融商品を構成するそれぞれの構成要素について、認識・認識中止の問題を考えるのであれば、資産譲渡と当該資産の先渡し契約に分けて、譲渡人が資産の売却および資産の先受け権を、譲受人が譲受資産と資産の先渡し義務を認識するべきではないかと思われる<sup>28</sup>。

買戻条件付きの譲渡資産の会計処理については、「財務構成要素アプローチ」を採る米国においても議論があったところであり、SFAS125号の公開草案段階では、一定の要件<sup>29</sup>を満たすものについてのみ金融取引として処理することを求めている。しかしながら、こうした提案に対しては反対意見も多く、最終的には、買戻条件付資産譲渡については、すべて資産の認識の中止を認めず、金融取引として会計処理する方向に転換した経緯がある。そしてSFAS140号も同様の方針を維持している<sup>30</sup>。

26 この場合には、プロラタのケースとは異なり、劣後部分と譲渡資産間のリスク・プロファイルが変わるので、こうした点を勘案して公正価値が決定されることになる。すなわち、劣後部分はプロラタのケースよりもハイ・リスク/ハイ・リターンリスク・プロファイルを有することになる。例えば、同じく譲渡資産の20%を保有するケースについてみると、リスク回避的な投資家の行動を前提とした場合には、その公正価値は20%よりも低くなる。

27 このように、現行の会計基準では、部分的な譲渡については、所有が継続していると考えるので、あくまでも簿価を前提に、これを按分するという考え方が採られている。しかしながら、付帯条件付きの譲渡において、認識中止が認められる場合に、譲渡資産に付帯する条件は新たに取得されたのみならず、取得時の公正価値で認識されることとの平仄を考えれば、留保部分を公正価値で認識することも考えられなくはない。しかし、こうした会計処理の妥当性を議論するということは、会計が提供する利益情報として、実現利益が優れているのか、公正価値利益が優れているのかという利益認識のあり方につながる論点である。本稿は、利益認識のあり方を議論することを主たる目的としていないので、差し当たり、こうした論点があることを指摘するとともに、利益認識のあり方に関する包括的な議論については、斎藤編 [2002] を、また、筆者の意見については、宮田・吉田 [2002] を参照のこと。

28 太田 [1999] でも同様の主張がなされている。

29 期間が3ヵ月以内のもの、および 期限が定められておらず、契約が日々値洗いされており、譲渡人、譲受人の双方が短期間の通知（short notice）で契約を終了させることができるものについては金融処理を、それ以外のものについては売買処理とすることが提案されていた。さらに、同公開草案では、金融取引として処理するためには、買い戻す資産が譲渡したものと同一のものであることもあわせて求められていた。

30 このように買戻条件付譲渡資産の会計処理については、米国でも非常に議論が分かれたところであり、また、米国が「財務構成要素アプローチ」を採用していることの理由の1つに、こうした買戻条件付譲渡資産の会計処理の問題への対応があると考えられるなど重要なポイントであることから、以下では、米国における議論の妥当性について若干詳細に立ち入って議論することとする。

SFAS140号では、こうした判断を下した背景について、売買取引と金融取引の双方のメリットを挙げながらも、市場参加者が条件付資産譲渡を金融取引と捉えており、こうした慣行を変えることには多大なコストがかかることを勸告すれば、コスト・ベネフィットの観点から売買取引とすることは正当化されない (par. 208) としている<sup>31</sup>。このように、米国でも、買戻条件付きの譲渡資産を金融取引として処理することに強い理論的な背景があったわけではない。

また、金融取引とすることのメリットとしては、条件付資産譲渡にかかる市場慣行として、譲渡人は固定価格で譲渡資産を買い戻す契約をしているが、通常、両者の価格差は譲渡人が受け取る現金の運用益となっていること、譲渡人は譲渡期間中の利払いや配当に相当する金額を譲受人から通常受け取っていること、譲渡人は譲受人の破綻に備えて譲渡資産に対して担保を徴求し、同担保額は頻繁に譲渡資産の市場価格を反映する形で見直されていることなどを挙げている。しかしながら、こうした市場慣行についても、必ずしも金融取引とする論拠とはならず、むしろ場合によっては、資産譲渡と当該資産の先渡し契約に分けて考えた方が、経済実態を適切に会計上表記できる場合もあるように思われる。

まず、の点で述べている点は、単に譲渡資産価格と先渡し資産価格の差は、先渡し時点までのスポット・レートでの運用益であるという裁定関係を述べているに過ぎず、金融取引も売買取引も支持することにはならないように思われる。

また、の点については、資産譲渡期間中の利払いや配当をどちらが受け取るかは契約の問題（譲渡資産の譲受人が利払いや配当を譲渡人にパス・スルーするかどうかの問題）であり、実際、わが国における「新現先取引」においても、期中利金の受け手は、譲渡資産の譲渡人と譲受人の双方のケースが用意されている<sup>32</sup>。ここで、買戻条件付きの資産譲渡を、資産譲渡と当該資産の先渡し契約に分けて会計処理すれば、譲渡資産に関する金利の受取権を譲渡人が保持し続ける場合と、譲受人に移転している場合の違いは、譲渡資産と先渡し資産の公正価値の差として現れてくる。すなわち、譲渡資産に関する金利の受取権を譲渡人が保持し続ける場合には、金利収入の分だけ運用益が大きくなる（先渡し資産の価格がディスカウントされることになる）ことになる。他方、買戻条件付きの資産譲渡を金融取引とした場合は、こうした違いは認識できないことになる。

の点についても、ある意味、資産の譲受人が価格変動リスクを負っていること、すなわちリスクと便益が譲渡資産の譲受人に移転していることの証左とも考えられ

31 SFAS140号 (pars. 200~209) では、そもそも買戻条件付資産譲渡の法的かつ経済的な性質がはっきりしないものであり、売買取引と金融取引の双方の特徴を有するものであるとしている。そのうえで、売買取引とすべき観点としては、法的に所有権が譲受人に移転していること、買戻条件付資産譲渡と資産の保有は同一の事象でもないにもかかわらず、金融処理とした場合、会計上同じに扱われることを挙げている。他方、金融取引とすべき観点としては、後述の市場慣行上の理由に加え、税法上は金融取引として処理されていることを挙げている。

32 菅野・加藤 [2001] 参照。

よう。実際、譲渡資産の譲受人は、譲受資産を売却することにより利益や損失を実現することも可能であるし、ヘッジをして第三者に移転することも可能である<sup>33</sup>。

このように考えると、買戻条件付きの譲渡資産を金融取引として処理するよりも、資産譲渡と当該資産の先渡し契約に分けて考えた方が、経済実態を適切に会計上表記できる場合が少なくないように思われる<sup>34</sup>。

最後に、譲渡人が譲渡資産を譲受人から買い戻すオプション（コール・オプション）を有する場合、あるいは譲受人が譲受資産を譲渡人に売却するオプション（プット・オプション）を有している場合について検討する<sup>35</sup>。

まず、金融商品を構成するそれぞれの構成要素について、認識・認識中止の問題を考えるのであれば、資産譲渡とオプション契約に分けて、譲渡人が、コール・オプションを保有する場合は資産、プット・オプションを売却する場合は負債としてオプション・プレミアムを認識することになる。

これに対し、「継続的関与アプローチ」では、こうしたオプション契約が譲渡人と譲受人の間で交わされている場合には、譲渡資産の認識中止を認めていない。しかしながら、譲渡人あるいは譲受人が有しているのは、対象資産そのものの権利ではなく、単にこれに対するオプション権だけである。であるにもかかわらず、認識の中止を認めないというのは、リスクと便益の帰属の実態を適切に表現していない（譲渡人における資産の過大認識、および譲受人における資産の過小認識）と考えられる<sup>36</sup>。

また、「財務構成要素アプローチ」、「構成要素アプローチ」、「リスク経済価値アプローチ」のいずれにおいても、「継続的関与アプローチ」とは異なり、こうしたオプション契約の存在自体は認識中止の妨げとはされていない。「財務構成要素アプローチ」、「構成要素アプローチ」では「支配」が移転しているのか否かを、「リスク経済価値アプローチ」では「リスクと経済価値」が移転しているのか否かを、取引の実態に即して判断することが求められている。例えば、「財務構成要素アプローチ」では、市場売却が容易でない譲渡資産に対して、譲受人が契約時点におい

33 他方、譲受人が、譲受資産の再譲渡等に対して制約を受ける場合において、譲渡人が当該資産を売却処理して良いか否かが論点となり得る。しかしながら、その場合でも、再譲渡等に対する制約は通常譲渡価格（公正価値）に織り込まれており、資産の移転と譲渡人に残る権利の切り分けはできるはずである。したがって、これを理由に譲渡人における資産の認識中止を一切認めないというのは適切でないと思われる。

34 なお、こうした会計処理を認めた場合、例えば期末に買戻条件付きの資産譲渡をすることにより、一時的にバランス・シートを圧縮したり、益出ししたりすることが容易になるとの指摘がある。しかしながら、譲渡人が先渡し時点までのスポット・レートでの運用益を認識することは経済実態と整合的であり、バランス・シートおよび利益認識上の効果も限られていると考えられる。

35 保証やリコース権も一種のプット・オプションであり、実務的な問題はあにせよ、基本的には同様の枠組みで議論することが可能であると考えられる。

36 前述のとおり、こうした会計処理については、批判的なコメントが相次ぎ、本年5月のIASB会議において、「継続的関与アプローチ」は取りやめることが決定されている。

てディープ・イン・ザ・マネーのプット・オプションを有している時には、認識の中止を認めていない。また、「リスク経済価値アプローチ」では、これらオプションを行使することのコストが便益よりも低い場合には、譲渡資産の認識の中止を認めていない。こうした複数の構成要素を一体として捉え、認識・認識中止の判断をするというアプローチは、取引の実態として「支配」あるいは「リスクと経済価値」の移転が認められれば、譲渡資産の認識中止、さもなければ認識の継続という意味で、オール・オア・ナッシングの会計処理を求めるものである。

しかしながら、たとえディープ・イン・ザ・マネーのオプションであっても、プレミアムは高いであろうが、譲渡資産にかかる便益およびリスクのすべてをオプションの所有者が保持し続けるわけではない。むしろ、オプション契約を分離して表記することにより、オプション契約にかかるリスクと便益が適切に表現できるのではなかろうか。

以上の主張を他のアプローチとの比較でまとめると、表2のとおりとなる。

表2 各アプローチにおける譲渡資産の認識中止の可否

	部分譲渡	買戻条件付	譲渡人コール	譲受人プット
リスク経済価値				
財務構成要素		×		
構成要素				
継続的関与		×	×	×
今回の提案				

( : 可、 : 一部可、 × : 不可)

### (3) 倒産隔離の要件に関する検討

資産譲渡にかかる認識中止の要件として、倒産隔離を求めるか否かという点については、認識中止の要件としてこれを求めるべきではないと考えられる。

確かに、倒産隔離がなされていない場合、譲渡人の破綻に伴い、譲受人は譲受資産にかかる便益を得ることができなくなることから、倒産隔離がなされていない以上、譲受人は譲受資産にかかる便益のすべてを譲り受けていることにはならない。しかしながら、倒産隔離が十分なされていないスキームにおける資産譲渡については、通常、こうした譲渡人の倒産リスクを反映した譲渡価格が設定されており、譲渡人が引き続き留保する部分は倒産隔離がある場合とそうでない場合の譲渡価格の差として表せるはずである。そして、資産の譲渡人は当該公正価値相当の負債を認識すれば足りるはずである。そうであるにもかかわらず、譲渡人からの倒産隔離がなされていない場合には、譲渡人の倒産リスクにかかわらず、一切、譲渡資産の認識中止を認めないという会計処理は、譲渡人における過剰資産、譲受人における過小資産の認識という意味で、適切ではないように思われる。

この点、「財務構成要素アプローチ」でも、倒産隔離を「支配」の移転の要件としたことについて、資産証券化市場において格付機関や投資家が、譲渡資産が譲渡人から法的に隔離されているか否かという点に大きな関心を有しているという市場慣行を指摘しているに過ぎない（par. 152）。また、前述のように、「支配」の移転の要件として、「財務構成要素アプローチ」と同様な認識・認識中止の考え方を採用しているわが国の会計基準では、債務者対抗要件の具備までは求めておらず、さらに、IAS39号では、倒産隔離自体を求めていない。このようにみると、「財務構成要素アプローチ」的な立場に立った場合でも、倒産隔離が絶対的な条件として考えられているわけではない。

もちろん、破綻時にどのようなキャッシュ・フローが予想されるのかという情報は、特に債権者にとっては重要であろう。しかし、債権者に対する情報提供の重要性については異論がないにしても、債権者の直面するペイオフは、株主のそれとは異なるものであり、時価情報等の債権者が必要としている情報を無理に財務諸表に取り込む場合、株主にとっても債権者にとっても不十分な情報しか提供されないというリスクもある<sup>37</sup>。したがって、債権者に対する情報提供は、少なくとも注記、できれば、債権者を対象とした別の報告体系を新たに検討し、この中で提供されるべきではなかろうか。

## 6. おわりに

以上、資産の譲渡人が譲渡資産に対してリスクや便益を何らかの形で留保するような資産譲渡について、いかなる会計処理を行うべきかということについて検討した。そして本稿では、金融商品をその構成要素に分けて、それぞれの構成要素につき、リスクと便益が譲受人に移転しているか否かという観点から、認識・認識中止を判断するというアプローチを可能な限り採るべきであること、倒産隔離は認識中止の要件とすべきではないことを提案した。こうした考え方を適用することにより、譲渡資産の価格の中に埋没していた留保リスクや便益を、より正確にバランス・シート上で資産あるいは負債として認識することが可能になると思われる。

もちろん、こうした本稿の提案は、あくまでも試案であり、今後、本稿では差し当たり議論の対象外とした利益認識との関係、あるいは実務上の問題も含め、さまざまな観点から議論を深めていく必要がある<sup>38</sup>。また、今回の提案は、金融商品

37 宮田[2003]は、非会計情報の会計情報化に伴い、株主にとって適切な情報が提供されなくなるリスクについて議論しているが、この点は、債権者に関する情報提供についても当てはまると考えられる。すなわち、株主に対する情報提供を前提とした財務諸表に、債権者のための情報を無理に入れると、株主のためにも、債権者のためにもならない情報が提供される可能性がある。現在、株主に比べ債権者に対する情報が絶対的に不足しており、債権者に対する情報提供を拡充することは急務であるが、どのような枠組みでこうした情報を提供すべきかという点については、十分吟味する必要がある。

38 認識・認識中止と利益認識の関係についての分析は、例えば吉田[未定稿]参照。

をその構成要素に分けて、それぞれの構成要素につきリスクと便益が譲受人に移転しているか否かを判断すべきとする一方で、バランス・シート上で認識される資産や負債を分離表記すべきか否かという点までは踏み込んで議論しておらず、この点は今後の理論面での課題である。

また、本稿では、資産譲渡に際して、よりリスクと便益を重視して認識・認識中止の問題を検討すべきことを主張した。リスクと便益を重視するという観点は、資産、負債それぞれの認識・測定にも当てはまることである。この点、資産については、かなりの程度リスクと便益を重視する認識・測定が行われているが、負債の測定・認識問題については、まだ十分に議論が尽くされているとはいえない。資産譲渡の会計処理の問題は、ある意味、資産と負債の双方にまたがる問題であり、負債の測定・認識問題と歩調を合わせて議論していく必要がある。例えば、本稿において、資産譲渡の際に、譲渡人が譲受人に対し、譲渡資産を特定の価格で売り渡す権利（プット・オプション）を同時に売却するケースについて議論をしたが、こうした点は、ある意味、負債（保証）の認識・測定にかかわる問題でもある。現在、保証を含めた偶発債務の会計処理については、国際的にもさまざまな議論がなされているようであるが、今回提案したような会計処理の整合性をどのように考えていくのかというのも今後の重要な課題である<sup>39</sup>。

---

39 保証の会計処理を含めた偶発義務の認識・評価に関連する議論としては、例えば、秋葉[2000]、徳賀[2003]を参照。

## 参考文献

- 秋葉賢一、「デリバティブ類似取引の会計処理 - クレジット・デリバティブとコミットメントラインについて - 」、『金融研究』第19巻第1号、日本銀行金融研究所、2000年
- 太田康弘、「アセットファイナンスの会計」、『国際会計基準と日本の企業会計』(醍醐 聡編) 7章 - 3、中央経済社、1999年
- 荻 茂生、『証券化とSPEの会計処理』、中央経済社、2003年
- 菅野浩之・加藤 毅、「現先取引の整備・拡充に向けた動きについて～グローバル・スタンダードに沿った新しいレボ取引の導入～ 」、『Market Review』2001-J-9、日本銀行金融市場局、2001年
- 企業会計審議会、「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」、1999年
- 斎藤静樹編、『会計基準の基礎概念』、中央経済社、2002年
- 徳賀芳弘、「引当金の認識と評価に関する一考察」、IMES Discussion Paper No. 2003-J-17、日本銀行金融研究所、2003年
- 日本公認会計士協会、「金融商品会計に関する実務指針」、会計制度委員会報告第14号、2000年(最終改正2002年)
- 日本資産流動化研究所、「資産流動化と投資家保護に関する調査報告書：第二分冊 海外の資産流動化に関する調査研究委員会報告書 - 会計編」、2003年
- 福澤恵二、「証券化におけるオフバランス化の問題 - 金融資産の認識中止の条件について - 」、『金融研究』第15巻第5号、日本銀行金融研究所、1996年
- 宮田慶一・吉田慶太、「金融商品の全面公正価値評価を巡る理論的論点の整理」、IMES Discussion Paper No. 2002-J-7、日本銀行金融研究所、2002年
- 、「非会計情報にかかる開示規制のあり方 経営者の情報提供に関するインセンティブとの関係を中心に 」、第11回早稲田大学産業経営研究所アカデミックフォーラム「会計基準の形成過程と規制が資本市場に及ぼす影響」報告論文、2003年
- ([http://waseda.ac.jp/sanken/academic%20forum/top\\_r.html](http://waseda.ac.jp/sanken/academic%20forum/top_r.html)または[http://www.imes.boj.or.jp/japanese/fkouen\\_index.html](http://www.imes.boj.or.jp/japanese/fkouen_index.html)よりダウンロード可能)
- 吉田慶太、「金融資産の譲渡の会計処理に関する論点の整理 - 利益計算、留保リスクの認識との関係を中心に - 」、未定稿
- 山田辰己、「IASB会議報告(第22回会議)」、『JICPAジャーナル』Vol. 15 No. 6、日本公認会計士協会、2003年a
- 、「IASB会議報告(第24回会議)」、『JICPAジャーナル』Vol. 15 No. 9、日本公認会計士協会、2003年b
- Accounting Standards Board (ASB), *Financial Reporting Standards No. 5 (FRS5) : Reporting the substance of transactions*, 1998.
- International Accounting Standards Board (IASB), *Accounting for Financial Instruments Standards, Interpretation, and Implementation Guidance* , 2001.
- , *Exposure Draft of Proposed Amendments to IAS32, Financial Instruments: Disclosure and Presentation, and IAS 39, Financial Instruments: Recognition and Measurement* , 2002.

Financial Accounting Standards Board (FASB), *Technical Bulletin No. 85-2 : Accounting for Collateralized Mortgage Obligations (CMOs)*, 1985.

, *Statement of Financial Accounting Standards No. 115 : Accounting for Certain Investments in Debt and Equity Securities*, 1993.

, *Statement of Financial Accounting Standards No. 125 : Accounting for Transfers and Servicing of Financial Assets and Extinguishments of Liabilities*, 1996 (Superseded by SFAS No. 140).

, *Proposed Amendment of Statement No. 125*, 2000a.

, *Statement of Financial Accounting Standards No. 140 : Accounting for Transfers and Servicing of Financial Assets and Extinguishments of Liabilities*, 2000b.

Joint Working Group of Standard-setters, *Financial Instruments and Liabilities*, 2000.